

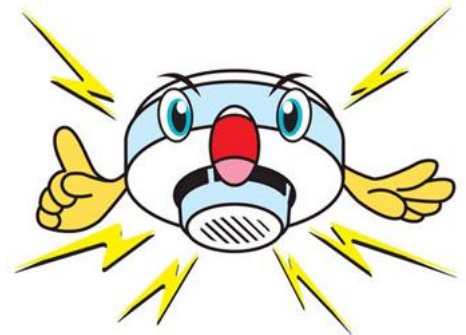
# 住宅用火災警報器の維持・管理について

住宅用火災警報器は住宅の寝室等に設置することが義務付けられています。新上五島町においても平成21年6月1日から既存住宅への設置義務化が開始され、現在ではほとんどの住宅に設置されています。まだ設置されていない住宅については早急に設置するようにしましょう。

住宅用火災警報器は火災の際に発生する煙を感知して警報音を発し、火災の早期発見や逃げ遅れ防止を目的として設置します。

しかし、設置はしたものの故障などのトラブルに気付かず、そのままの状態で放置されていたのでは、いざという時に正常に作動せず意味がありません。

そこで、火災が発生した時にきちんと作動するように日頃から点検とお手入れをしておくことが大事になってきます。



## ■ お手入れ方法

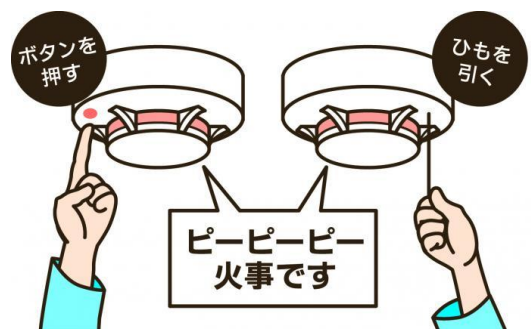
- 住宅用火災警報器はホコリなどが付着すると感知しづらくなります。ホコリなどの付着を発見したらすぐに取り除きましょう。また、年に1回程度は次の点に注意し布等で乾拭きをしてください。
  - ① 有機溶剤（ベンジン、シンナーなど）を使用しない。
  - ② 水洗いはしない。
  - ③ 煙流入口をふさいだり傷つけたりしない。

## ■ 作動点検方法

- 作動点検は月に1回程度行いましょう。作動点検は住宅用火災警報器にある押しボタンを押すか、下がっているひもを引くことで簡単に点検することができます。その際、音又は音声が発せれば正常に作動していることになりますが、音又は音声が発せられない時は次のことを確認しましょう。

- ① 電池がきちんとセットされているか？
- ② 電池切れじゃないか？

それでも鳴らない場合は故障が考えられます。取扱説明書を確認するか購入した電気店に問い合わせましょう。



## ■ 電池交換時期の確認方法

- 住宅用火災警報器の電池の寿命は5年から10年が目安となりますが、機種によってさまざまです。本体裏側の表示で確認してください。
- 電池切れの場合は音又は音声が発せ知らせてくれます。
- 住宅用火災警報器の故障により音声等が発せられない可能性があるため、月に1回程度の作動点検を確実に行う必要があります。
- 電池が切れる時期には本体も劣化している可能性がありますので、電池切れの際は本体ごと買い換えることをお勧めします。

—お問い合わせ—

新上五島町消防署 予防課

電話：42-0119